

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります!

75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の人は、国保や、会社の健康保険などの医療保険に加入し、「老人保健」で医療を受けていますが、平成20年4からは高齢者だけの新しい医療制度「後期高齢者医療」で医療を受けます。



●対象となる人

沖縄県内に住む、75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の人全員が新しい制度の対象です。国民健康保険や、被用者保険（会社などの医療保険）の被保険者本人及び被扶養者も、新たに後期高齢者医療制度に加入します。（※加入手続きの必要はありません。）

※現在、障害認定を受けている人は引き続き広域連合の認定を受けたものとみなされます。

ただし、障害認定を受けている75歳未満の人は、認定を取り下げることができます。（認定を取り下げる申請は、各市町村窓口へ）

●被保険者証

新しい被保険者証（保険証）が1人ひとりに1枚交付されます。（平成20年3月に対象者へ交付します。）

平成20年3月31日まで

平成20年4月1日から

老人医療
受給者証



被保険者証
(国保・
社保など)



後期高齢者
医療被保険
者証

●保険料 原則として年金から天引きされます。（平成20年4月から）

【保険料】保険料は「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

保険料



均等割額
被保険者1人当たりいくらかと計算



所得割額
被保険者の所得に応じて計算



75歳以上単身世帯の場合

年金収入額	均等割額	所得割額	合計 (年額)	年金収入額の説明
62万7,000円 *1	4万8,440円	8.80%	1万4,532円	*1 県国民年金平均額
153万円 *2	1万4,532円 (7割軽減)	0円	1万4,532円	*2 所得割額のかからない上限
168万円 *3		1万3,200円	2万7,732円	*3 7割軽減の上限
176万3,000円 *4	3万8,752円 (2割軽減)	2万504円	5万9,256円	*4 県厚生年金平均額
203万円 *5		4万4,000円	8万2,752円	*5 2割軽減の上限
220万円	4万8,440円	5万8,960円	10万7,400円	

※単身世帯の場合は、5割軽減は適用されない。

◆保険料は、世帯構成等によって異なります。詳細は市町村窓口、または後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

【所得の低い人の軽減措置】

所得の低い人は、保険料の均等割額が世帯の所得水準にあわせて、7割・5割・2割軽減されます。

【被扶養者の軽減措置】

これまで被用者保険(会社などの医療保険)の被扶養者であった人については、平成20年4月から9月までの半年間保険料が免除され、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は9割を軽減します。

また、その後も被保険者となったときから2年間経過するまでは、保険料の均等割額が半額となります。



後期高齢者医療制度は、将来にわたって安心して医療を受けられるよう運営される制度です。

●お医者さんにかかるときは

お医者さんにかかるときの窓口負担は、これまでの老人保健制度と変わりありません。

一般の人…………… 1割負担
現役並み所得のある人…… 3割負担

●運営主体

沖縄県内の全ての市町村が加入する「沖縄県後期高齢者医療広域連合」と、「市町村」が協力して運営します。

広域連合の役割

- 保険料の決定
- 保険証の発行
- 医療を受けたときの給付などを行います。

市町村の役割

- 保険料の徴収
- 申請や届出の受けつけ
- 保険証の引き渡しなどの窓口業務を行います。

沖縄県後期高齢者医療広域連合

〒904-1192 うるま市石川石崎一丁目1番（うるま市役所石川庁舎3階） TEL: 098-963-8012